

<http://www.kyoto-nanbu.org/>

= I N D E X =

- 【1】油小路沿道の清掃活動の御案内
- 【2】南区民ふれあいまつり参加の御報告
- 【3】らくなん進都整備推進協議ホームページのリニューアルについて
- 【4】都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」制度の運用開始について

【1】油小路沿道の清掃活動の御案内

油小路沿道の清掃活動に御協力ありがとうございます。

この活動は毎月2回、火曜日に約一時間、地元住民や周辺企業の方々とごみ拾いをしています。第一火曜は10時半から油小路北側（十条～府道中山稻荷線），第三火曜は10時から油小路南側（大手筋交差点～京セラ本社ビル前～竹田駅）で行っております。軍手やごみ袋、火ばさみは京都市まちの美化推進事業団が準備しておりますので、お気軽に御参加ください。これから寒い時期になりますが、美しいまちづくりのために、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

<油小路南側の清掃>

- 次回開催日時：令和元年11月19日（火） 午前10時～11時
- 集合場所：①竹田駅西口広場 ②油小路大手筋交差点・三栖公園西側歩道
- 内容：油小路両側歩道を京セラ本社ビル前まで清掃する。

<油小路北側の清掃>

- 次回開催日時：令和元年12月3日（火） 午前10時半～11時半
- 集合場所：①上鳥羽鉾立公園北角 ②久世橋通油小路交差点南東角
- 内容：油小路両側歩道を十条～府道中山稻荷線まで清掃する。

詳しくは下記の京都市まちの美化推進事業団のホームページを参照ください。

<http://www.bika-kyo.jp/schedule/>

【2】南区民ふれあいまつり参加の御報告

11月10日に南区民ふれあいまつりが開催され、来場された皆様にチラシやティッシュ等を配布し、150名の方々にらくなん進都整備推進協議会の活動などをPRいたしました。今年も南区上鳥羽自治連合会様には御協力いただきました。ありがとうございました。

- 日時：令和元年11月10日（日） 午前10時～午後3時
- 場所：東寺（教王護国寺）境内（南区九条町1番地）
- 内容：らくなん進都整備推進協議会のチラシやティッシュ等の配布

【3】らくなん進都整備推進協議ホームページのリニューアルについて

らくなん進都整備推進協議会の約15年前に作成したホームページを、リニューアルします。既に会員企業の皆様には、ホームページのトップページとロゴのデザイン案、相互リンクについての御協力をお願いについての意見を募集するアンケートをお送りしております。アンケート結果により、トップページとロゴのデザインを決定いたします。まだ御回答がお済でない方はアンケートの御協力をよろしく申し上げます。

○アンケート実施期間：令和元年10月16日（水）～11月15日（金）

【4】都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」制度の運用開始について

京都市では、平成31年（2019年）3月に、本市の都市特性を十分に踏まえながら、人口減少をはじめとする様々な課題に対応し、将来にわたって暮らしやすく、魅力と活力のある持続可能な都市構造を目指す「京都市持続可能な都市構築プラン（以下「プラン」といいます。）」を策定しました。

プランの推進に当たっては、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」制度を、本市の都市特性を踏まえ、産業の活性化や働く場の確保等を目指す手法として活用することとしており、産業空間の確保や都市環境の向上を目指すエリアとして「都市機能誘導区域（※1）」を、また、生活サービスや地域コミュニティの確保等を目指すエリアとして「居住誘導区域（※1）」を定めています。

誘導施設として定める事務所、研究所の整備については、国の金融・税制支援の対象となります。（※2）

また、下記ア、イの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、京都市への届出が必要となりますので、詳しくは下記の問い合わせ先にご相談ください。

- ア. 居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅を建築等しようとする行為
- イ. ①都市機能誘導区域外で京都市が定める誘導施設を建築等しようとする行為
- ②都市機能誘導区域内で、京都市が定める誘導施設を休止又は廃止しようとする行為

※1 都市機能誘導区域：プランに定める「広域拠点エリア」及び「らくなん進都」

居住誘導区域：市街化区域の全域のうち、以下のエリアを除く区域

- ・工業地域及び工業専用地域
- ・土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域

区域の詳細な情報は、都市計画課のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000256463.html>

※2 誘導施設として定める「オフィス（事務所、研究所）」は、建築基準法に規定する「事務所」の用途に係る施設（誘導用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が2分の1を超えるものに限る。）で、かつ、以下の要件を全て満たすものをいいます。

- ①公共施設の整備を伴うものであること。
- ②事業の敷地面積が500㎡以上であること。
- ③市民、事業者、学生など、広く一般の用に供される、産業や文化、交流機能を備えること。(コワーキングスペース、伝統文化・技術の体験ルーム等)

また、国の金融・税制支援を受ける場合には、「民間誘導施設等整備事業計画」として国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

【国の金融・税制支援に関するホームページURL (国土交通省)】

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000032.html

○問合せ先：京都市都市計画局都市企画部都市計画課（京都市役所分庁舎2階）

〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3505 FAX：075-222-3472

【都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」制度に関するホームページURL】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000256570.html>

らくなん進都整備推進協議会メールマガジン 第106号 2019/11/13

編集・発行／らくなん進都整備推進協議会 事務局

本メールマガジンに関するお問い合わせ先

mailto:rakunan-shinto@kyoto-nanbu.org

TEL.075-354-8701 FAX.075-354-8704 (京都市景観・まちづくりセンター 担当：杉本)
